

中小企業金融円滑化法が平成25年3月で最終期限を迎えます あなたの会社の資金繰りは大丈夫ですか？

～安定経営への近道～

経営安定特別相談室のご案内

こんなお悩みありませんか。

- ◎取引先が倒産して、経営に大きく響いている。
 - ◎仕事の受注量が減ってきた。仕事の状態が長引きそう。
 - ◎融資により経営不振を切り抜きたい。
 - ◎赤字が解消されない。思いきった改善策を考えたい等…
- また、中小企業金融円滑化法の施行延長が平成25年3月末を持って終了することに伴い、月々の返済のお悩みや、経営改善計画に関する経営上の相談にもご対応いたします。



ご相談は、できるだけお早めに。

まだ、なんとかなる…もう少しがんばれば…と、事業を続けていくうちに、事態は深刻になり、傷口を大きく広げていくことが少なくありません。経営が不振に陥る前に、早期に適切な手を打つことが重要なポイントです。

今回、皆様の不安を少しでも取り除きたく、青森県商工会連合会では経営安定特別相談室構成員（商工調停士）がご相談に応じます。

※商工調停士業務 …中小企業の倒産に係る諸問題の円滑な解決のための相談・指導を行う。

ご相談は**無料**です。また、ご相談内容等は**秘密厳守**いたします。

- ◎「経営安定特別相談室」受付時間
午前10時～午後4時迄（平日のみ）

◎相談員及び相談会場

青森県商工会連合会 経営安定特別相談室 商工調停士	相談会場
石塚 徹（税理士）	石塚徹税理士事務所（弘前）
高木 邦男（税理士）	高木邦男税理士事務所（五所川原）
米内 勲（司法書士）	米内勲司法書士事務所（三沢）
工藤 力（司法書士）	たいよう綜合法律経済事務所（八戸）
石川 大輔（税理士）	税理士石川大輔事務所（むつ）

◎申込方法

相談をご希望の方は、裏面指導依頼申込書にご記入のうえ、青森県商工会連合会迄 FAX をお願いします。

※希望相談会場記載をお忘れないようにお願いいたします。

注）県下商工会地区に於ける中小企業者を対象といたします。

「経営安定特別相談室」指導依頼申込書

(平成 年 月 日申込)

企業等名		代表者名	
所在地	〒 -	電 話 F A X	- - - -
業 種	・建設業 ・製造業 ・卸売業 ・小売業 ・運輸、通信業、不動産業 ・サービス業		
指導希望時間 希望相談会場	第1希望日	月 日 ()	会場
	第2希望日	月 日 ()	会場
	第3希望日	月 日 ()	会場
相 談 内 容	(できるだけくわしく記載をお願いします、なお、ご相談内容について本会よりご照会する場合があります。)		

なお、お預かりしました個人情報については、万全を期し守秘義務を遵守するとともに、本事業以外の目的には使用しません。

お申込・お問合せは、**青森県商工会連合会** (広域指導課 企業支援グループ)

〒030-0801 青森市新町二丁目8-26 県火災共済会館5階

TEL: 017-734-3394 FAX: 017-773-7249 Mail: kouiki@aomorishokoren.or.jp